

那覇市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、那覇市精神障害者地域生活支援センター条例(平成17年那覇市条例第50号。以下「条例」という。)第3条第1号の事業の一つである那覇市地域活動支援センターⅠ型事業(以下「事業」という。)の内容について、条例第12条第2号に規定する那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者の行う業務の範囲として那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則(平成17年那覇市規則第51号)第6条に基づき、定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 指定管理者は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 基礎的事業 創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等
- (2) 機能強化事業 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、次に掲げる業務を行う。
 - ア 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整
 - イ 地域住民ボランティアの育成
 - ウ 障がいに対する理解促進を図るための普及啓発
 - エ その他機能強化に関する業務

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、原則として本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児
- (2) 前号に掲げる者のほか、那覇市福祉事務所長が事業の利用を必要と認める者

(利用料)

第4条 事業の利用料は、無料とする。ただし、第2条に規定する事業に伴う原材料費等の実費相当額は、利用者負担とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、那覇市福祉事務所長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。